

島原地域広域市町村圏組合調査会幹事会設置要綱

令和5年4月19日告示第24号

(趣旨)

第1条 この要綱は、島原地域広域市町村圏組合（以下「組合」という。）の共同処理する事務の適切かつ効率的な事業運営を図るため、島原地域広域市町村圏組合調査会規則（昭和46年島原地域広域市町村圏組合規則第3号）第4条の規定に基づき、島原地域広域市町村圏組合調査会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 組合の事業の適正かつ効率的な運営を図ること。
- (2) その他目的達成上、必要に応じ調査研究を行うこと。

(組織)

第3条 幹事会は、次に掲げる者のうちから、管理者が任命した委員9人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 組合の職員

2 幹事会の会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

(会長の職務)

第4条 会長は、幹事会の事務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会は、必要に応じて調査会長が招集する。

(意見の聴取等)

第6条 幹事会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、調査会長が別に定める。

附 則（令和5年4月19日告示第24号）

この要綱は、告示の日から施行する。